栃木県公報

平成16年
3月16日(火)
号　外
第17号

目　　次

選挙管理委員会

○栃木県選挙事務等取扱規程の一部改正…… 1

人事委員会

○職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正…… 5

○職員の育児休業等に関する規則の一部改正…… 5

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第十四号

栃木県選挙事務等取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十六年三月十六日

栃木県選挙管理委員会委員長　　榆　木　良　裕

栃木県選挙事務等取扱規程の一部を改正する告示

栃木県選挙事務等取扱規程（平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の三」を「第四十七条の五」に改める。

第三十五条の見出し中「在外投票」を「郵便等による在外投票」に改め、同条第三項中「、第六十五条の十三第二項又は第六十五条の十四第二項」及び「「市町村の選挙管理委員会の委員長及び投票管理者」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の委員長」と、」を削る。

第四十七条の三の次に次の二条を加える。

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第四十七条の四　在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので公職選挙法施行令第六十五条の二に規定する者を除く。）で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十二条	選挙人名簿	在外選挙人名簿
	第十九条第三項	第二十条の二第四項
	第二十七条第一項	第三十条の十第一項
	第十六条	第二十三条の十三
第三十三条第二項	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第三十五条第一項	第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十九条の四第四項	第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される同令第五十三条第一項
	選挙人名簿	在外選挙人名簿

第三十五条第二項	選挙人名簿	在外選挙人名簿

（在外選挙人名簿に登録された選挙人が投票することができる期日前投票所の告示の様式）

第四十七条の五　市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法施行令第六十五条の十三第三項の規定により在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる期日前投票所を指定した旨を告示しようとするときは、別記第二十七号様式の二に準じてしなければならない。

別記第二号様式及び別記第十号様式中「（平成何年何月何日）から同月７日（平成何年何月何日）までの間毎日」を「から同月７日までの間毎日（平成何年何月何日）」に改める。

別記第二十一号様式（その１）備考第１項中「規定による不在者投票」の次に「（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の不在者投票を除く。）」を加え、同様式に次のように加える。

（その３）

1(1)　公職選挙法施行令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	在外選挙人証の交付番号	請求方法	事由	交付方法	投票した者	
					場所	投票の年月日又は投票用紙の送付を受けた年月日
（氏　　名）						
（　〃　）						
（　〃　）						
計	投票用紙及び投票用封筒を交付した者		人		うち投票した者	人

(2)　(1)のうち公職選挙法施行令第65条の13第１項の規定により読み替えて適用される第64条第２項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返還した者			
① うち市町村の選挙管理委員会の委員長に返還した者	在外選挙人証の交付番号	返還年月日	備考
（氏　　名）			
（　〃　）			
小　　計	人		
② うち在外公館の長に返還した者	在外選挙人証の交付番号	備考	
（氏　　名）			
（　〃　）			
小　　計	人		

2　投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備考
（氏　　名）			
（　　〃　　）			
計	人		

備考

1　この様式は、公職選挙法第49条第１項の規定による不在者投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の不在者投票に限る。）に係る不在者投票事務処理簿の様式である。

2　「請求方法」欄には、直接又は郵便等の別等を記載すること。

3　「事由」欄には、公職選挙法第49条の２第２項により読み替えて適用される第48条の２第１項各号の区分に従い、それぞれ１、２、３のアラビア数字をもつて表示するものとする。

4　この様式に掲げる事項のほか、市町村の選挙管理委員会の委員長において、不在者投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

5　この処理簿の表紙には、次のとおり記載すること。

平成何年何月何日執行何選挙
不在者投票事務処理簿（在外選挙人用）
何市（町）（村）選挙管理委員会

別記第十一号様式の11（その１）備考第１号中「第49条の２第１項」を「第49条の２第１項第１号」に改め、同様式（その11）を次のように改める。

（その２）

1(1)　公職選挙法施行令第65条の11第１項の規定による請求により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	在外選挙人証の交付番号	請求年月日	請求方法	交付年月日	投票用紙の送付を受けた年月日
（氏　　名）					
（　　〃　　）					
（　　〃　　）					
計	投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票した者	人	
(2)　(1)のうち公職選挙法施行令第65条の17第２項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人				

①　うち市町村の選挙管理委員会の委員長に返還した者	在外選挙人証の交付番号	返還年月日	備考

(氏　　名)			
(　〃　)			
小　　計	人		

② うち在外公館の長に返還した者	在外選挙人証の交付番号	備　　考
(氏　　名)		
(　〃　)		
小　　計	人	

2　投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備　　考
(氏　　名)			
(　〃　)			
計	人		

備考

1　この様式は、公職選挙法第49条の2第1項第2号の規定による在外投票に係る在外投票事務処理簿の様式である。

2　1(1)の「請求年月日」欄には、投票用紙等の請求書が到達した年月日を記載すること。

3　1(1)の「請求方法」欄には、郵便等又は直接の別等を記載すること。

4　1(1)の「交付年月日」欄には、投票用紙等を郵便等をもつて送付した年月日を記載すること。

5　1(2)は、1(1)の選挙人のうち、当該投票用紙等を、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に返還した者について記載すること。

6　「1(2)①」欄に記載された者について、投票用紙等を返還後、郵便等投票に手続を変更したことにより新たに行われた投票用紙等の交付については、「1(1)」欄に記載すること。

7　この様式に掲げる事項のほか、市町村の選挙管理委員会の委員長において、在外投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

8　この処理簿の表紙には、次のとおり記載すること。

平成何年何月何日執行何選挙
在外投票事務処理簿（郵便等投票用）
何市(町)(村)選挙管理委員会

別記第二十二号様式中「に行う」を「執行の」に改め、「（及び在外投票）」を加える。

別記第二十七号様式の次に次の一様式を加える。

別記第27号様式の2（第47条の5関係）

何市(町)(村)選管告示第何号

公職選挙法第49条の2第2項の規定により読み替えて適用する第48条の2第1項の規定により、次の期日前投票所を在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる期日前投票所として指定した。

平成何年何月何日

何市(町)(村）選挙管理委員会委員長　氏　　名

何期日前投票所（何市(町)(村)大字何(町)何番地）

別記第四十二号様式（その二）中「在外投票の」を「在外選挙人の投票の」に、「在外投票以外」を「在外選挙人以外の選挙人」に改める。

別記第四十三号様式（その一）中「不在者投票用封筒（外封筒）」を「投票用封筒（外封筒）」に改め、同様式（その二）中「不在者投票用封筒（外封筒）」を「投票用封筒（外封筒）」に改め、同様式（その三）中「不在者投票用封筒(外封筒)」を「投票用封筒（外封筒）」に改める。

附　則

１　この規程は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別記第二号様式、別記第十号様式及び別記第四十三号様式の改正規定は、告示の日から施行する。

２　改正後の栃木県選挙事務等取扱規程の規定（同規程別記第二号様式、別記第十号様式及び別記第四十三号様式の規定を除く。）は、この規程の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

人　事　委　員　会

栃木県人事委員会規則第一号

職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月十六日

栃木県人事委員会委員長　仲　根　進　一

職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十六年栃木県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「行ない」を「行い」に改め、第四項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、第十項中「行なう」を「行う」に改める。

附　則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月十六日

栃木県人事委員会委員長　仲　根　進　一

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成十一年栃木県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第三号中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

附　則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行
（当日が休日に当たるときはその翌日）

発行人　栃　木　県
郵便番号320-8501　宇都宮市塙田１丁目１番20号

印刷所　新日本印刷株式会社
郵便番号320-0831　宇都宮市新町１丁目７番３号

購読料１カ月2,900円（消費税、地方消費税及び送料を含む。）